

# 収入保険がはじまります！

✓ 新しく導入される収入保険では、  
保険料の掛金率は1%程度で、農家ごとの平均収入  
の8割以上の収入が確保されます！

(これまでの農業共済は、品目が限定され、価格低下による収入減は対象外でした。)

\* 掛金率は、現時点の試算です。損害が発生しなかった場合は、翌年の保険料が下がります。

✓ 米、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、  
はちみつなど、農産物ならどんな品目でも対象に  
なります！

\* マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は、対象外です。

✓ 収入保険に加入するために必要な青色申告は、簡易な方式でよく、1年の実績があれば加入できます。  
新規就農者でも加入することができます。

✓ 収入保険は、平成31年からスタートします。加入条件や補償内容など詳しいことは、  
三重県農業共済組合にお問い合わせください。

☎ 059-228-5135 mail:kikaku@nosaimie.or.jp



農業 収入保険

検索

公式サイトでは様々な情報を公開中！



# 収入保険の概要

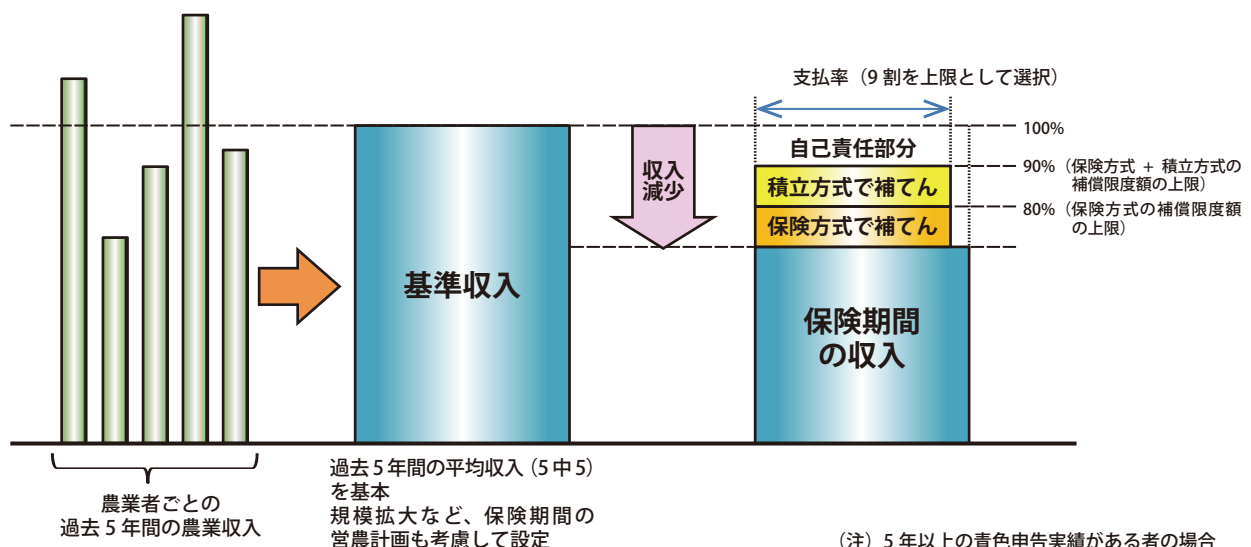
## 収入保険の具体的な仕組み

収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

- **青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。**  
※青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- **農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。**  
※簡易な加工品（精米など）は含まれます。  
※一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。  
※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
- **保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。**  
※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。  
※補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。  
※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- **農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）**  
※保険料は掛捨てになります。保険料率は、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。  
※積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

## 収入保険の補てん方式



# 保険料・積立金と補てん金額の試算

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（保険8割＋積立1割）、支払率9割を選択した場合の試算

農業者に用意いただくお金

保険料は、7.2万円  
(掛捨て)  
積立金は、22.5万円  
(掛捨てではない)  
合計 29.7万円

※ 農業者は、保険料、積立金とは別に事務費を支払います。

補てん金額

収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金の 合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入)
20% (800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% ( 0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

(参考) 保険料・積立金の計算方法

- 保険料  
＝基準収入 × 補償限度 (0.8 を上限に選択) × 支払率 (0.9 を上限に選択) × 保険料率 (1%)
- 積立金  
＝基準収入 × 積立幅 (1割) × 支払率 (0.9 を上限に選択) × 1/4

※分割支払も可 (納付期限は8月末)

## ◆加入・支払等手続のスケジュール (注) 個人の場合のイメージ

平成30年 (2018年)

- ・加入申請 (10月～11月)
- ・保険料等の納付 (12月末まで)

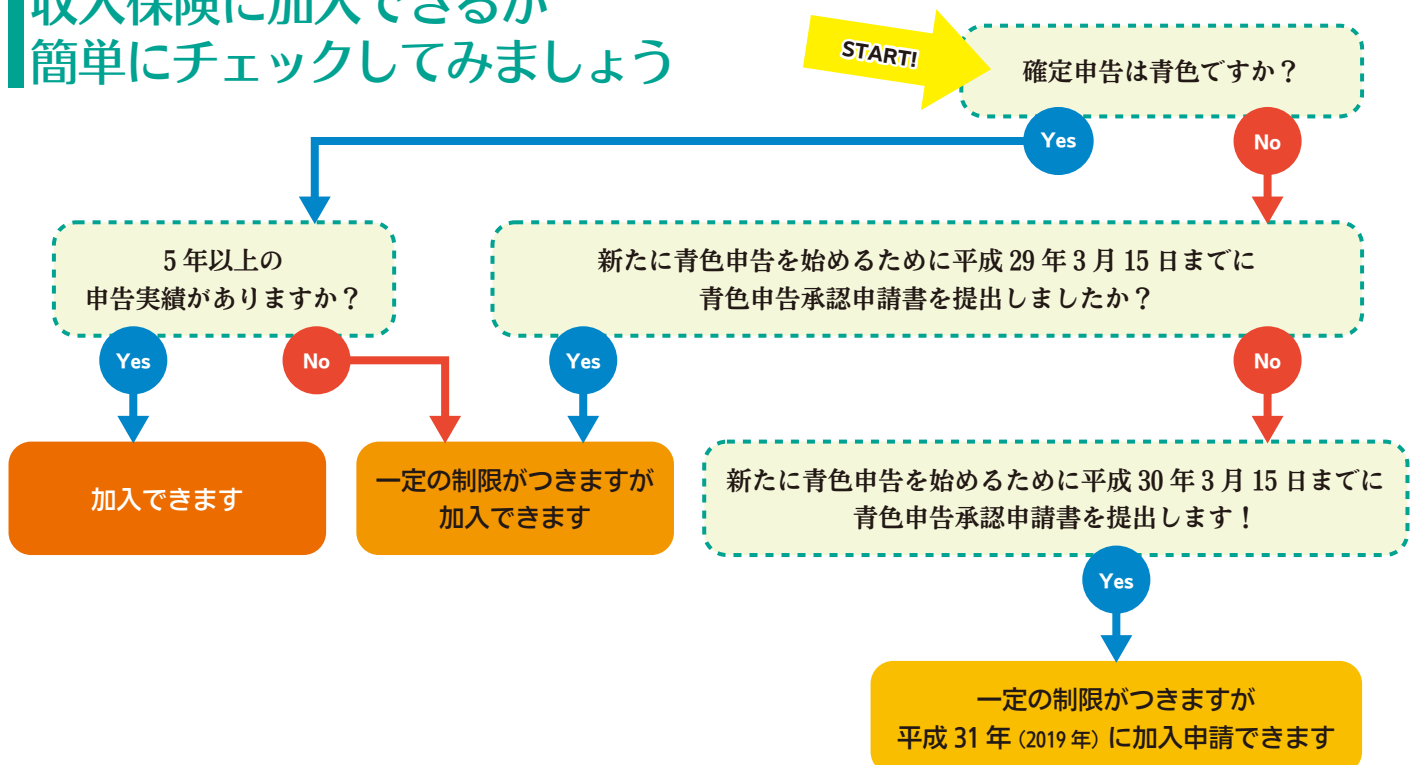
平成31年 (2019年)

- ・保険期間 (1月～12月)

平成32年 (2020年)

- ・確定申告 (3月)
- ・保険金等の請求・支払 (3月～6月)

## 収入保険に加入できるか 簡単にチェックしてみましょう



# 青色申告を始めましょう

## 青色申告の特徴・メリット

メリット

1

### 青色申告特別控除

「**正規の簿記**」の場合は **65 万円**、「**簡易な方式**」の場合は **10 万円** を所得から控除可能。

メリット

2

### 損失の繰越しと繰戻しが可能

その年の赤字額を確定申告で損失申告することで向こう 3 年以内に出る所得と差し引くことができる。

また損失が生じた年の前年に赤字を繰り戻して、前年の所得税の還付を受けることもできます。

メリット

3

### 青色事業専従者給与の必要経費算入

事業主の家族を従業員として雇用する場合、**家族への給与が全額必要経費**に。

◆ 白色申告との比較

	白色申告	青色申告
青色申告特別控除額	なし	最高 10 万円又は 65 万円
事業専従者控除	最高 配偶者 … 86 万円 配偶者以外 … 50 万円	全額 (届出の範囲内で払った金額)
純損失の繰越し	できない	できる

注) 新たに青色申告を始めるためには個人の場合、3 月 15 日までに最寄りの税務署に青色申告承認申請書を提出する必要があります。



安心のネットワーク

# NOSAI 三重

## 三重県農業共済組合

<input type="checkbox"/> 本 所	〒514-0003 津市桜橋1-649	TEL (059) 228-5135	FAX (059) 224-1794
<input type="checkbox"/> 桑 員 支 所	〒511-0902 桑名市松ノ木4-7-89	TEL (0594) 33-1117	FAX (0594) 33-1718
<input type="checkbox"/> 三 泗 鈴 亀 支 所	〒512-1211 四日市市桜町3690-4	TEL (059) 329-8780	FAX (059) 329-8783
<input type="checkbox"/> 津 支 所	〒514-2113 津市美里町三郷48-1	TEL (059) 279-8210	FAX (059) 279-8211
<input type="checkbox"/> 松 阪 飯 多 支 所	〒519-2181 多気町相可1687-4	TEL (0598) 38-3331	FAX (0598) 38-8039
<input type="checkbox"/> 伊 勢 地 域 支 所	〒516-0804 伊勢市御園町長屋1221	TEL (0596) 28-3350	FAX (0596) 28-3312
<input type="checkbox"/> 伊 賀 名 張 支 所	〒518-0825 伊賀市小田町1380-1	TEL (0595) 24-2501	FAX (0595) 24-2265
<input type="checkbox"/> 東 紀 州 支 所	〒519-4324 熊野市井戸町450-1	TEL (0597) 85-3821	FAX (0597) 85-3822

<http://www.nosaimie.or.jp/>